

議案第 16 号

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（昭和62年佐倉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条を削る。

第9条中「第16条から第21条」を「第15条から第20条」に改め、同条を第8条とし、第10条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

第20条中「第8条まで及び第12条」を「第7条まで及び第11条」に、「、第8条並びに第12条」を「並びに第11条」に改め、「と、第8条中「別表第1」とあるのは「別表第2」」を削り、同条を第19条とし、第21条から第24条までを1条ずつ繰り上げる。

別表を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

区分			単位	使用料
佐倉市志津コミュニティセンター	施設	ホール	1時間につき	2,800円
		大会議室	1時間につき	850円
		第1会議室（調理室）	1時間につき	470円
		第2会議室	1時間につき	280円
		第3会議室	1時間につき	270円
		集会室（視聴覚室）	1時間につき	370円
		和室1	1時間につき	220円
		和室2	1時間につき	220円
		茶室	1時間につき	180円
		多目的グランド	1時間につき	690円
	設備	ホール映写設備	1時間につき	490円

		ホール放送設備	1 時間につき	2 9 0 円
		視聴覚室視聴覚設備	1 時間につき	3 3 0 円
		調理室調理設備	1 時間につき	1 6 0 円
佐倉市和田コミュニティセンター	施設	ホール	1 時間につき	1, 9 0 0 円
		高齢者談話室		
	設備	ホール放送設備	1 時間につき	2 9 0 円
		ホールコンサート用ピアノ	1 時間につき	5 7 0 円
佐倉市佐倉コミュニティセンター	施設	ホール	1 時間につき	8 5 0 円
		音楽練習室	1 時間につき	2 1 0 円
		第 1 会議室	1 時間につき	9 0 円
		第 2 会議室	1 時間につき	2 5 0 円
		第 3 会議室	1 時間につき	1 8 0 円
		第 4 会議室	1 時間につき	1 8 0 円
		調理室	1 時間につき	3 1 0 円
		和室 1	1 時間につき	1 3 0 円
		和室 2	1 時間につき	1 3 0 円
	設備	ホール音響設備	1 時間につき	4 9 0 円
		ホール舞台用照明設備	1 時間につき	6 7 0 円
		ホールコンサート用ピアノ	1 時間につき	5 7 0 円
		調理室設備	1 時間につき	3 2 0 円
		水屋設備	1 時間につき	4 0 円
佐倉市千代田・染井野ふれあいセンター	施設	第 1 会議室	1 時間につき	5 2 0 円
		第 2 会議室	1 時間につき	1 7 0 円
		第 3 会議室	1 時間につき	3 3 0 円
	設備	調理設備	1 時間につき	5 0 円

備考

- 1 佐倉市志津コミュニティセンターの和室 1 及び佐倉市佐倉コミュニティセンターの和室 2 は、午前 9 時から午後 5 時まで、市内在住の 6 0 歳以上の者に無料で開放する。
- 2 佐倉市和田コミュニティセンターの高齢者談話室は、市内在住の 6 0

歳以上の者に無料で開放する。

- 3 市内在住者以外の者が使用する場合は、区分における使用料（以下「単位使用料」という。）の10割の額を割増使用料として別に徴収する。
- 4 入場料及びこれに類するものを徴収して使用し、又は営利を目的として使用する場合は、単位使用料（備考3の規定により割増使用料として徴収するものを含む。）の10割の額を割増使用料として別に徴収する。
- 5 使用時間に1時間未満の端数がある場合は、その端数を1時間とみなす。

別表第2（第20条関係）

区分			単位	利用料金の上限額
佐倉市西 志津ふれ あいセン ター	施設	ホール	1時間につき	1,500円
		会議室	1時間につき	580円
		展示室	1時間につき	1,000円
	設備	ホール舞台用照明設備	1時間につき	670円
		ホール映写設備	1時間につき	490円
		ホール音響設備	1時間につき	490円
		ホールコンサート用ピ アノ	1時間につき	570円

備考

- 1 展示室を使用する場合において、当該使用期間の中にコミュニティセンターの休所日があるときは、当該休所日に係る利用料金は、徴収しない。
- 2 市内在住者以外の者が使用する場合は、区分における利用料金（以下「単位利用料金」という。）の10割の額を割増利用料金として別に徴収する。
- 3 入場料及びこれに類するものを徴収して使用し、又は営利を目的として使用する場合は、単位利用料金（備考2の規定により割増利用料金として徴収するものを含む。）の10割の額を割増利用料金として別に徴収する。
- 4 使用時間に1時間未満の端数がある場合は、その端数を1時間とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、令和8年4月1日以後の佐倉市コミュニティセンターの使用に係る使用料及び利用料金の上限額について適用する。

(佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和7年佐倉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条の改正規定中「第9条」を「第8条」に、「第16条から第21条」を「第15条から第20条」に改める。

第16条の改正規定中「第16条」を「第15条」に改める。

第17条第1号及び第2号、第18条の見出し及び同条第1項、第19条（見出しを含む。）、第20条並びに第21条第1項の改正規定中「第17条第1号」を「第16条第1号」に、「第18条」を「第17条」に、「第19条」を「第18条」に、「第20条並びに第21条第1項」を「第19条並びに第20条第1項」に改める。

別表第2の改正規定を次のように改める。

別表第2を次のように改める。

別表第 2（第 20 条関係）

区分			単位	利用料金の上 限額
佐倉市志 津コミュニ ティセ ンター	施設	ホール	1 時間につき	2, 8 0 0 円
		大会議室	1 時間につき	8 5 0 円
		第 1 会議室（調理 室）	1 時間につき	4 7 0 円
		第 2 会議室	1 時間につき	2 8 0 円
		第 3 会議室	1 時間につき	2 7 0 円
		集会室（視聴覚室）	1 時間につき	3 7 0 円
		和室 1	1 時間につき	2 2 0 円
		和室 2	1 時間につき	2 2 0 円
		茶室	1 時間につき	1 8 0 円
		多目的グランド	1 時間につき	6 9 0 円
	設備	ホール映写設備	1 時間につき	4 9 0 円
		ホール放送設備	1 時間につき	2 9 0 円
		視聴覚室視聴覚設 備	1 時間につき	3 3 0 円
		調理室調理設備	1 時間につき	1 6 0 円
佐倉市西 志津ふれ あいセン ター	施設	ホール	1 時間につき	1, 5 0 0 円
		会議室	1 時間につき	5 8 0 円
		展示室	1 時間につき	1, 0 0 0 円
	設備	ホール舞台用照明 設備	1 時間につき	6 7 0 円
		ホール映写設備	1 時間につき	4 9 0 円
		ホール音響設備	1 時間につき	4 9 0 円
		ホールコンサート 用ピアノ	1 時間につき	5 7 0 円
佐倉市千 代田・染井 野ふれあ	施設	第 1 会議室	1 時間につき	5 2 0 円
		第 2 会議室	1 時間につき	1 7 0 円
		第 3 会議室	1 時間につき	3 3 0 円

いセンタ ー	設備	調理設備	1 時間につき	5 0 円
-----------	----	------	---------	-------

備考

- 1 佐倉市志津コミュニティセンターの和室1は、午前9時から午後5時まで、市内在住の60歳以上の者に無料で開放する。
- 2 佐倉市西志津ふれあいセンターの展示室を使用する場合において、当該使用期間の中に佐倉市西志津ふれあいセンターの休所日があるときは、当該休所日に係る利用料金は、徴収しない。
- 3 市内在住者以外の者が使用する場合は、区分における利用料金（以下「単位利用料金」という。）の10割の額を割増利用料金として別に徴収する。
- 4 入場料及びこれに類するものを徴収して使用し、又は営利を目的として使用する場合は、単位利用料金（備考3の規定により割増利用料金として徴収するものを含む。）の10割の額を割増利用料金として別に徴収する。
- 5 使用時間に1時間未満の端数がある場合は、その端数を1時間とみなす。